

西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和5年西尾市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(その他公共的団体)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
 - (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
 - (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、必要な措置を講ずることができるものとして市長が認めるもの
- 2 前項第10号の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(他の法令で定める事業)

第3条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可を要する行為
- (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条第1項の規定による許可を要する行為
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為及び同法第34条第2項の規定による保安林における許可を要する行為
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定による砂防指定地域における許可を要する行為
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条又は第27条第1項の規定による許可を要する行為
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可を要する行為
- (9) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定による免許を要する行為
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条の規定による許可を要する行為
- (11) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第33条第1項の規定による普通地域内における届出を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為

(その他適用除外)

第4条 条例第3条第3号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行わ

れる次に定める範囲の農地改良に伴い行う事業

ア 盛土した部分の高さの最大値が60センチメートル以内

イ 切り下げた部分の深さの最大値が60センチメートル以内

ウ 掘削した部分の深さの最大値が60センチメートル以内

(2) 災害のために必要な応急措置として行う事業

(3) 運動場、資材置場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業

(4) 土地の所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う事業

(5) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う事業

(6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積

(7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う事業

（許可の申請）

第5条 条例第8条第2項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第8条第4項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（様式第3号）とする。

3 条例第3条に規定する特定事業に供する区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になる事業を申請するときは、条例第8条第2項第2号の事業計画に、既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載するものとする。

（添付書類）

第6条 条例第8条第3項第1号の同意書は、特定事業区域内土地使用同意書（様式第4号）とし、一時堆積特定事業である場合の同意書は、特定事業（一時堆積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第5号）とする。

2 条例第8条第3項第2号の報告書は、説明会実施報告書（様式第6号）とする。

3 条例第8条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
 - (2) 条例第8条第2項の規定により許可の申請をする者（以下「申請者」という。）の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
 - (3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (4) 隣接地権者等承諾書（様式第7号）
 - (5) 申請者が他の者に特定事業の施行を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
 - (6) 特定事業に用いる土砂等の搬入計画書（様式第8号）
 - (7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第9号）
 - (8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図（様式第10号）
 - (9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図
 - (10) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
 - (11) 特定事業に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書
 - (12) 特定事業に用いる土砂等の予定容量計算書
 - (13) 特定事業に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等采取了地点の位置を示す図面、現場写真、試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第11号）及び地質分析結果証明書（様式第12号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）
 - (14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画書及び構造計算書
 - (15) 法令等に基づく許可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあることを示す書類
 - (16) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合にあっては、矢作川沿岸水質保全対策協議会に土地開発行為協議申出した回答書の写し
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 4 条例第8条第4項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号から第7号まで及び第13号から第17号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 特定事業場の平面図、断面図及び雨水排水計画図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限り。）
- 5 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、特定事業に用いる土砂等の

発生場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合においては、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第13号）により代えることができる。

- 6 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、特定事業に用いる土砂等が国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合においては、省略することができる。

（許可の基準）

第7条 条例第9条第1項第1号に規定する規則で定める有害物質は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。）別表の項目の欄に掲げる物質とする。

- 2 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土に該当することとする。

- 3 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準のうち、有害物質による汚染の状態は、平成3年告示別表の項目の欄に掲げる物質ごとに同表の環境上の条件の欄に掲げる条件に適合することとする。

- 4 条例第9条第1項第3号の規則で定める施工基準は、別表第1のとおりとする。

- 5 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（許可等の通知）

第8条 市長は、第5条第1項及び第2項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、前条に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業許可書を交付する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、許可の基準に適合していないと認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業不許可決定通知書により通知する。

（変更の許可の申請等）

第9条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、特定事業・一時堆積特定事業変更許可申請書（様式第14号）に第6条第1項から第3項までに規定する書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 許可を受けた者の氏名、住所又は電話番号（法人にあっては、名称、代表

者の氏名、主たる事務所の所在地又は電話番号)の変更

- (2) 特定事業に係る土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
- (3) 特定事業を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- (4) 特定事業の施行に関する事業計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)
- (5) 施工管理者の変更又はその者の住所、氏名若しくは電話番号の変更
(変更の許可等の通知)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業変更許可書を交付する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、許可の基準に適合していないと認めるときは、特定事業・一時堆積特定事業変更不許可決定通知書により通知する。
(軽微な変更の届出)

第11条 条例第10条第3項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業変更届出書(様式第15号)によるものとする。
(許可の取消し)

第12条 条例第11条の規定による許可の取消しは、特定事業・一時堆積特定事業許可取消通知書によるものとする。
(着手の届出)

第13条 条例第13条の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業着手届出書(様式第16号)によるものとする。
(標識)

第14条 条例第14条第1項の規則で定める標識は、土砂等の特定事業に関する標識(様式第17号)とする。
2 前項に規定する標識の大きさは、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上とする。
(完了の届出)

第15条 条例第15条第1項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業完了届出書(様式第18号)によるものとする。
(廃止又は休止の届出)

第16条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業(廃止・休止)届出書(様式第19号)によるものとする。
(再開の届出)

第17条 条例第17条の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業再開届出書（様式第20号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第18条 条例第18条第2項の規定による届出は、特定事業・一時堆積特定事業地位承継届出書（様式第21号）によるものとする。

（土砂等管理台帳）

第19条 条例第20条第1項の規則で定める台帳は、特定事業施工管理台帳（様式第22号）とし、同条第2項の規則で定める台帳は、一時堆積特定事業施工管理台帳（様式第23号）とし、それぞれ毎日記載しなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第20条 条例第20条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、又は完了したときは、条例第15条第1項、条例第16条第1項又は条例第17条第1項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第24号）を、特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては特定事業（一時堆積特定事業）状況報告書（様式第25号）を提出して行わなければならない。

（土壌の調査等）

第21条 条例第21条の規定による土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 事業区域を900平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
- (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ平成3年告示別表の項目の欄に掲げる物質ごとに行うこと。

2 第6条第3項第13号に規定する書類のために実施される土壌の調査については、前項の規定を準用して行わなければならない。

3 第1項の調査は、条例第21条の各期間経過後、市長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。

4 条例第21条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第1項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書

(身分証明書)

第22条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(改善命令)

第23条 条例第24条の規定による改善命令は、改善命令書によるものとする。

(措置命令)

第24条 条例第25条の規定による措置命令は、措置命令書によるものとする。

(土地所有者への勧告)

第25条 条例第26条の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書によるものとする。

(土地所有者への命令)

第26条 条例第27条の規定による命令は、土地所有者への措置命令書によるものとする。

(公表の方法)

第27条 条例第29条の規定による公表は、西尾市公告式条例（昭和25年条例第32号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(書類の提出部数)

第28条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業許可申請書又は特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部

(2) 特定事業変更許可申請書又は特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部

(3) 前2号に掲げる以外の書類 1部

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

施工基準

- 1 事業区域には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保安距離を確保すること。ただし、掘削を伴わない埋立て等で、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から 5メートル以上
 - (2) 隣接地に普通河川がある場合 その境界から 5メートル以上
 - (3) 隣接地に宅地がある場合 その境界から 5メートル以上
 - (4) その他の場合 隣接地の境界から 2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては、埋立て等を施行する前の地盤と特定事業に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4 特定事業の高さ（埋立て等により生じた法面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表のとおりとする。

なお、特定事業の高さについては、以下に掲げる基準以下で土地所有者の意向を尊重しなければならない。

特定事業の区分	特定事業の高さ	法面の勾配
埋立て整地	隣接道路から 0.5メートル以下	
盛土（土砂等を盛り上げて平坦な地表にする行為）	1メートル以下	垂直 1メートルに対する水平距離が 1.5メートル以上の勾配
堆積（土砂等を山状に積み上げる行為）	2.5メートル以下	垂直 1メートルに対する水平距離が 1.5メートル以上の勾配
一時堆積特定事業	10メートル以下	垂直 1メートルに対する水平距離が 1.8メートル以上の勾配

- 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、改正前の宅地造成等規制法施行令

(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。

- 6 一時堆積特定事業のうち高さが5メートルを超える場合にあっては、高さ5メートル地点に幅1メートル以上の小段を設け、当該段及び法面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし、締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。
- 10 事業区域の地下埋設物の有無を調査し、地下埋設物があると認められる場合は、当該地下埋設物の管理を阻害しないための措置が講じられていること。

別表第2 (第7条関係)

生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準

1 特定事業の施工管理体制	(1) 特定事業を施行するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 (2) 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、150センチメートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 (3) 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。 (4) 事業区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。 (5) 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。 (6) 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
2 粉じんの飛散及び雨水等の流	(1) 特定事業に伴い、粉じんが発生する

<p>出の防止対策</p>	<p>場合については、散水、防じん剤散布等粉じんの発生を抑制するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>(3) 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠^{きよ}その他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
<p>3 騒音及び振動の防止対策</p>	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
<p>4 交通安全対策</p>	<p>(1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>(2) 搬出入経路が通学路に当たるときは、西尾市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬出入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>(4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>

<p>5 その他生活環境の保全及び災害の発生の防止対策</p>	<p>(1) 事業区域の周辺住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木等に影響を及ぼさないこと又は機能を阻害させないこと。</p> <p>(3) 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 特定事業の施行中及び施行後の土地利用について、事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために、必要な措置を講ずること。</p>
---------------------------------	---